

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月22日
【会社名】	株式会社テクノフレックス
【英訳名】	TECHNOFLEX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼社長執行役員 前島 岳
【本店の所在の場所】	東京都台東区蔵前一丁目5番1号
【電話番号】	03-5822-3211
【事務連絡者氏名】	取締役兼専務執行役員 管理本部長 川上 展生
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区蔵前一丁目5番1号
【電話番号】	03-5822-3211
【事務連絡者氏名】	取締役兼専務執行役員 管理本部長 川上 展生
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 147,900,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 1,902,750,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 309,750,000円 （注） 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年11月7日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集200,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し2,500,000株（引受人の買取引受による売出し2,150,000株・オーバーアロットメントによる売出し350,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、2019年11月22日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項並びに「第二部 企業情報 第1 企業の概況 4 関係会社の状況」、「第二部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (3) 発行済株式総数、資本金等の推移」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）

第二部 企業情報

第1 企業の概況

- 4 関係会社の状況

第2 事業の状況

- 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (3) 発行済株式総数、資本金等の推移

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数（株）	内容
普通株式	200,000（注）3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

- （注）1 2019年11月7日開催の取締役会決議によっております。
- 2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 発行数については、2019年11月7日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。従って、本有価証券届出書の対象とした募集（以下、「本募集」という。）は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1項に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、2019年11月22日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 4 本募集並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

（訂正後）

種類	発行数（株）	内容
普通株式	200,000（注）3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

- （注）1 2019年11月7日開催の取締役会決議によっております。
- 2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 発行数については、2019年11月7日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。従って、本有価証券届出書の対象とした募集（以下、「本募集」という。）は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1項に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 4 本募集並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

2【募集の方法】

（訂正前）

2019年12月2日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（2013年11月22日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	200,000	147,900,000	-
計（総発行株式）	200,000	147,900,000	-

（注）1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

5 有価証券届出書提出時における想定発行価格（870円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は174,000,000円となります。

（訂正後）

2019年12月2日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（2013年11月22日開催の取締役会において決定された払込金額（739.5円）と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	200,000	147,900,000	-
計（総発行株式）	200,000	147,900,000	-

（注）1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。

4 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

5 仮条件（870円～900円）の平均価格（885円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は177,000,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	未定 (注)2	- (注)3	100	自 2019年12月3日(火) 至 2019年12月6日(金)	未定 (注)4	2019年12月9日(月)

- (注)1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格の決定に当たり、2019年11月22日に仮条件を提示する予定であります。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2019年12月2日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 2 2019年11月22日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び2019年12月2日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、2019年12月10日(火)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 申込みに先立ち、2019年11月25日から2019年11月29日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 引受価額が発行価額を下回る場合は本募集による自己株式の処分を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	739.5	- (注) 3	100	自 2019年12月3日(火) 至 2019年12月6日(金)	未定 (注) 4	2019年12月9日(月)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は870円以上900円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

なお、当該仮条件は変更されることがあります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2019年12月2日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額(739.5円)及び2019年12月2日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、2019年12月10日(火)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 申込み在先立ち、2019年11月25日から2019年11月29日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 引受価額が発行価額(739.5円)を下回る場合は本募集による自己株式の処分を中止いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
174,000,000	10,000,000	164,000,000

- (注) 1 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
- 2 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（870円）を基礎として算出した見込額であります。2019年11月22日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
- 4 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
177,000,000	10,000,000	167,000,000

- (注) 1 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
- 2 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（870円～900円）の平均価格（885円）を基礎として算出した見込額であります。2019年11月22日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
- 4 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額164,000千円については、全額をベトナム子会社TF(VIETNAM) CO.,Ltd.への投融資に充当する予定であります。この具体的な内訳としては、管継手事業における生産能力増強に向けたベトナム工場増床のための設備投資資金として2020年12月期に全額を充当する予定であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

(訂正後)

上記の手取概算額167,000千円については、全額をベトナム子会社TF(VIETNAM) CO.,Ltd.への投融資に充当する予定であります。この具体的な内訳としては、管継手事業における生産能力増強に向けたベトナム工場増床のための設備投資資金として2020年12月期に全額を充当する予定であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

(訂正前)

2019年12月2日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング方式	2,150,000	1,870,500,000	千葉県市川市 前島 崇志 908,500株 東京都千代田区大手町1-9-2 D B J キャピタル投資事業有限責任組合 400,000株 東京都千代田区内幸町1-2-1 みずほ成長支援投資事業有限責任組合 262,500株 千葉県市川市堀之内4-10-9 株式会社ティーエムアセット 200,000株 東京都中央区八重洲1-3-4 S M B C ベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合 150,000株 千葉県鎌ヶ谷市 関田 喜世春 40,000株 神奈川県横浜市磯子区 高橋 裕之 36,000株 埼玉県さいたま市見沼区 小川 行雄 30,000株 青森県つがる市 江澤 典子 30,000株 山口県萩市 池田 暢明 20,000株 千葉県八街市 村井 武彦 20,000株 千葉県四街道市 宮之前 重博 20,000株 山口県萩市 池田 泰子 19,000株 埼玉県さいたま市岩槻区 細井 陽子 14,000株
計(総売出株式)	-	2,150,000	1,870,500,000	-

(注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

3 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(870円)で算出した見込額であります。

5 売出数等については今後変更される可能性があります。

- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

2019年12月2日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング方式	2,150,000	1,902,750,000	千葉県市川市 前島 崇志 908,500株 東京都千代田区大手町1-9-2 D B J キャピタル投資事業有限責任組合 400,000株 東京都千代田区内幸町1-2-1 みずほ成長支援投資事業有限責任組合 262,500株 千葉県市川市堀之内4-10-9 株式会社ティーエムアセット 200,000株 東京都中央区八重洲1-3-4 S M B C ベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合 150,000株 千葉県鎌ヶ谷市 関田 喜世春 40,000株 神奈川県横浜市磯子区 高橋 裕之 36,000株 埼玉県さいたま市見沼区 小川 行雄 30,000株 青森県つがる市 江澤 典子 30,000株 山口県萩市 池田 暢明 20,000株 千葉県八街市 村井 武彦 20,000株 千葉県四街道市 宮之前 重博 20,000株 山口県萩市 池田 泰子 19,000株 埼玉県さいたま市岩槻区 細井 陽子 14,000株
計(総売出株式)	-	2,150,000	1,902,750,000	-

(注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

3 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

4 売出価額の総額は、仮条件(870円~900円)の平均価格(885円)で算出した見込額であります。

5 売出数等については今後変更される可能性があります。

6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング 方式	350,000	304,500,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	-	350,000	304,500,000	-

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、2019年12月10日から2019年12月25日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（870円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング 方式	350,000	309,750,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	-	350,000	309,750,000	-

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、2019年12月10日から2019年12月25日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、仮条件（870円～900円）の平均価格（885円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

4【関係会社の状況】

(訂正前)

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
天津天富軟管工業有限公司 (注)2	中国 天津市	39百万 人民元	管継手事業	83.05	当社向け商品・半製品の製造 当社からの材料仕入 役員の兼任あり
天孚真空機器軟管(上海)有限公司 (注)2	中国 上海市	2,700千 米ドル	管継手事業	100.00	当社向けの商品・半製品の製造 当社からの材料仕入 役員の兼任あり
TF(VIETNAM) CO.,Ltd. (注)2	ベトナム ホーチミン市	4,000千 米ドル	管継手事業	100.00	当社向け商品・半製品の製造 当社からの材料仕入 役員の兼任あり
(株)TFエンジニアリング (注)2	千葉県 船橋市	95百万円	管継手関連事業	100.00	当社不動産を本社として賃貸 当社より資金の貸付あり 役員の兼任あり
ニトックス(株) (注)2、4	神奈川県川崎市 中原区	48百万円	管継手関連事業	100.00	当社不動産を本社として賃貸 当社に対する資金の貸付あり 役員の兼任あり
(株)アクアリザーブ (注)2、5	東京都 台東区	50百万円	管継手関連事業	100.00	当社不動産を本社として賃貸 当社より資金の貸付あり 役員の兼任あり
(株)中野製作所 (注)2	埼玉県 さいたま市西区	20百万円	管継手関連事業	100.00	
(株)チューブフォーミング (注)2、4	神奈川県横浜市 金沢区	100百万円	金属塑性加工事業	100.00	当社に対する資金の貸付あり 役員の兼任あり
(株)スペースケア (注)2	千葉県 船橋市	98百万円	介護事業	100.00	当社不動産を営業所として賃貸 当社より資金の貸付あり 役員の兼任あり
(持分法適用関連会社)					
南京晨光東螺波紋管有限公司	中国 江蘇省南京市	6,312千 米ドル	管継手事業	38.00	役員の兼任あり

(注記省略)

(訂正後)

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
天津天富軟管工業有限公司 (注)2	中国 天津市	39百万 人民元	管継手事業	83.05	当社向け商品・半製品の製造 当社からの材料仕入 役員の兼任あり
天孚真空機器軟管(上海)有限公司 (注)2	中国 上海市	2,700千 米ドル	管継手事業	100.00	当社向けの商品・半製品の製造 当社からの材料仕入 役員の兼任あり
TF(VIETNAM) CO.,Ltd. (注)2	ベトナム ホーチミン市	4,000千 米ドル	管継手事業	100.00	当社向け商品・半製品の製造 当社からの材料仕入 役員の兼任あり
(株)TFエンジニアリング (注)2	東京都 台東区	95百万円	管継手関連事業	100.00	当社不動産を本社として賃貸 当社より資金の貸付あり 役員の兼任あり
ニトックス(株) (注)2、4	神奈川県川崎市 中原区	48百万円	管継手関連事業	100.00	当社不動産を本社として賃貸 当社に対する資金の貸付あり 役員の兼任あり
(株)アクアリザーブ (注)2、5	東京都 台東区	50百万円	管継手関連事業	100.00	当社不動産を本社として賃貸 当社より資金の貸付あり 役員の兼任あり
(株)中野製作所 (注)2	埼玉県 さいたま市西区	20百万円	管継手関連事業	100.00	
(株)チューブフォーミング (注)2、4	神奈川県横浜市 金沢区	100百万円	金属塑性加工事業	100.00	当社に対する資金の貸付あり 役員の兼任あり
(株)スペースケア (注)2	千葉県 船橋市	98百万円	介護事業	100.00	当社不動産を営業所として賃貸 当社より資金の貸付あり 役員の兼任あり
(持分法適用関連会社)					
南京晨光東螺波紋管有限公司	中国 江蘇省南京市	6,312千 米ドル	管継手事業	38.00	役員の兼任あり

(注記省略)

第2【事業の状況】

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

生産、受注及び販売の実績

c. 販売実績

(訂正前)

第18期連結会計年度及び第19期第3四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第18期連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		第19期第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
管継手事業(千円)	12,171,317	9.7	8,144,668
管継手関連事業(千円)	3,527,750	8.7	3,550,361
金属塑性加工事業(千円)	2,441,927	7.1	1,409,423
介護事業(千円)	1,620,529	0.1	1,252,996
その他(千円)	97,464	2.4	74,120
合計(千円)	19,858,989	6.2	14,431,570

(注記省略)

(訂正後)

第18期連結会計年度及び第19期第3四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第18期連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		第19期第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
管継手事業	12,171,317	9.7	8,144,668
管継手関連事業	3,527,750	8.7	3,550,361
金属塑性加工事業	2,441,927	7.1	1,409,423
介護事業	1,620,529	0.1	1,252,996
その他	97,464	2.4	74,120
合計	19,858,989	6.2	14,431,570

(注記省略)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

(訂正前)

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2014年1月31日 (注)1.	10,680,000	21,360,000	-	95,000	-	2,872,230
2019年9月27日 (注)2.	-	21,360,000	905,000	1,000,000	905,000	1,967,230

(注)1. 株式分割(1:2)によるものであります。

2. 会社法第488条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、資本金へ振替えたものであります。

(訂正後)

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2014年1月31日 (注)1.	10,680,000	21,360,000	-	95,000	-	2,872,230
2019年9月27日 (注)2.	-	21,360,000	905,000	1,000,000	905,000	1,967,230

(注)1. 株式分割(1:2)によるものであります。

2. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、資本金へ振替えたものであります。